

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 23 日現在

機関番号：10101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24830002

研究課題名(和文) フランス法における人格と人間の概念 - 身体の性質決定の観点から -

研究課題名(英文) Concepts of "personne humaine" and "etre humain" in French law from the perspective of determining the legal description of a human body

研究代表者

榎橋 明香 (KUSHIHASHI, Sayaka)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60634970

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円、(間接経費) 630,000円

研究成果の概要(和文)：フランス法には、身体を捨象された抽象的な権利義務の帰属主体としての人を意味する *personne* という概念以外に、*personne humaine* 及び *etre humain* といった概念が存在する。

*personne humaine* は、国内法において *personne* と扱われるかにかかわらず、生身の具体的な個人として尊厳の対象となることと結びついた概念である。また *etre humain* は、人間としての性質を有するある程度自律的な個体の生物的側面を表す概念である。これらの概念は、*personne* に含まれる自然人のみならず、これに包摂され難いが人間として身体を持つ実在(胎児や死体)をも表しうる。

研究成果の概要(英文)：In French law, apart from the traditional concept of "personne" as owning rights and duties, new concepts of a human being are starting to appear that are currently referred to as "personne humaine" and "etre humain."

"Personne humaine" is a concept connected to the subject of the dignity (dignite) of a specific entity who possesses a physical body regardless of whether the body is currently granted legal status as a "personne" by domestic law. Also, another conclusion that has been reached is that "etre humain" is a relevant concept regarding the biological aspect of a presumed individual, who is considered autonomous to some extent, and presumed to possess a human nature. These concepts represent not only physical forms which can be defined as a "personne" but also the existence of a legal status for the human body in the forms of a fetus or a corpse.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：民事法学

キーワード：民法 フランス法 人 身体

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究開始当初はもちろん、それ以前から、有償で被験者となったり代理母を引き受けたりすることの可否や人体及びその一部（配偶子や臓器等）に関するマーケットの存在が社会問題となっている。

しかしながら、わが国の民法の概説書の多くにおいては、人体の一部の譲渡の可否について、人体及び分離物の譲渡契約を売買契約であると性質決定した上、公序良俗違反により同契約が無効となる可能性がある」と指摘されるにとどまり、このような場合の公序良俗の実質はもちろん、人体そのものの法的性質の特殊性については、それほど注目すべきテーマとは扱われていなかった。

(2) 人体そのものの法的性質の決定の検討に当たっては、法学の基本的な枠組みである二分法の検討が不可避である。二分法とは、事物を権利の主体である「人」と客体である「物」に分けるという考え方である。

わが国の先行研究における「人」概念に関する著述としては、当時、東京大学の河上正二教授による『民法総則講義』（日本評論社・2007年）22頁及び「人の法」としての民法『民法学入門 第2版』（日本評論社・2009年）39頁、東京大学の太田敦志教授による『民法読解 総則編』（有斐閣・2009年）108頁があった。これらの研究においては、法学における「人」の概念が抽象的な権利義務の帰属主体として定立されてきたことと併せて、「人」を身体を持つ存在あるいは社会関係の格差の中で配慮を要する存在として具体的に考慮することの必要性が主張されていた。

特に、太田敦志教授による一連の研究（『消費者法（第4版）』（有斐閣・2011年）、「民法4条をめぐる立法論的覚書——『年少者法（こども・わかもの法）』への第一歩」法曹時報59巻9号（2007年）1頁、『他者とともに生きる—民法から見た外国人法』（東京大学出版会・2008年）など）は、このような問題意識に基づくものといえる。

このように、わが国の民法学においては、法学における「人」の概念の実質化に関する研究は既に相当程度進められていた。

(3) また、海外、とりわけフランスの研究状況をみると、法的な人の意義を検討しつつ、胚、死体及び胎児の法的性質や法的な取扱い方の検討を進める研究が存在していた。

具体的には、X. LABBÉE, *Condition Juridique du corps humain, avant la naissance et après la mort*, Presses Universitaires de Lille, 1990, A. BERTRAND-MIRKOBIC, *La notion de personne (Étude visant à clarifier le statut juridique de l'enfant à naître)*, Presses universitaires d'Aix-Marseille, 2003, M. HUNTER-HENIN, *Pour une redefinition du*

*statut personnel*, Presses universitaires d'Aix-Marseille, 2004などが挙げられる。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、フランス法において、抽象的な権利義務の帰属主体としての人（*personne*）という伝統的な概念以外に、身体を併せ持つ存在として人間ないし人格（*personne humaine*）及び人間存在（*être humain*）といった人に関連する新たな概念が出現している状況に着目し、これらが身体の法的性質の決定に与える影響を明らかにしようとするものである。

すなわち、わが国の先行研究によって、法学における人の概念の意義及び問題点は既にある程度明らかにされている。そして、このような人の概念を時代に適応したものとするため、今までは権利義務の帰属主体としての人として一括りにされてきた存在を、消費者、未成年者、外国人及び障害者というような具体的な類型ごとに検討するという方向が示されているところである。

これに対し、本研究は、胎児や死体のように、権利義務の帰属主体としての人とは認められないが、身体を持ち人に連なり、物とは異なる一定の尊重を与えられるべき存在を、法学的にいかに性質決定すべきであるかという観点から、人に関連して出現した新たな法的概念に着目するものである。問題意識自体は上記のフランスの先行研究と一部共通する点があるが、人間ないし人格（*personne humaine*）及び人間存在（*être humain*）の各概念の意義を考察することを通じて、二分法の限界を考察し、身体の法的性質の一側面を明らかにしようとする点が本研究の特色である。

(2) 上記の目的を達成するため、本研究においては、以下の2点を具体的な課題として設定した。

①人間ないし人格（*personne humaine*）及び人間存在（*être humain*）の各概念の出現の経緯と理由の解明

②人（*personne*）、人間ないし人格（*personne humaine*）及び人間存在（*être humain*）の各概念の異同と意義の解明

## 3. 研究の方法

「2. 研究の目的 (2)」記載の課題を達成するための具体的な方法として、下記の (1) ないし (4) の作業を行うこととした。

平成24年度は主に下記の (1) 及び (2)、平成25年度は主に (3) 及び (4) の作業を行った。

(1) 人間ないし人格（*personne humaine*）及び人間存在（*être humain*）の各用語が国際法又はフランス国内法の成文法に現れた状況

又は経緯を明らかにする。

(2) フランス国内法の実定法における人間ないし人格 (*personne humaine*) 及び人間存在 (*être humain*) の用法を整理する作業を行う。

(3) 人間ないし人格 (*personne humaine*) 及び人間存在 (*être humain*) の各概念をより多面的に分析するため、胚、胎児、植物状態の病者、奴隷、死体等の具体例を念頭に置いて、これらの性質決定を扱った諸論文を検討する作業を行う。

(4) (3) の作業を通じて、(1) 及び (2) により明らかになった一応の結論を検証し、研究会における報告等及び公表の準備を行う。

#### 4. 研究成果

(1) 人間ないし人格 (*personne humaine*) は、20 世紀の半ばころから、国際法上用いられ始めた。その一例としては、「人間の尊厳...に関する信念を改めて確認し」と述べる国連憲章前文が挙げられる。フランス国内法においては、人間に対する侵害の罪の規定 (*atteintes à la personne humaine*, 刑法典 221-1 条以下)、人間の尊厳 (*dignité de la personne humaine*) の原理を承認した判例 (憲法院 1994 年 7 月 27 日判決。但し、民法典 16 条は人 (*personne*) の尊厳の侵害を禁じる)、他者の私生活の尊重が生死やその地位を問わず人間ないし人格 (*personne humaine*) に由来することを認める裁判例 (破棄院刑事部 1998 年 10 月 20 日判決の原審であるパリ控訴院 1997 年 7 月 2 日判決) 等が見受けられる。

また、人間存在 (*être humain*) は、1975 年の人工妊娠中絶に関する法律 1 条において「法は全ての人間存在をその生命の始まりから尊重することを保障する」という表現で胎児の生命の尊重を念頭に置いて導入され、人体の尊重に関する規定 (民法典 16 条) にほぼそのまま受け継がれた。しかし、このような生命の始まりからの全ての人間存在の尊重は、体外の胚には適用されないことを前提とした判断を行った判例がある (憲法院 1994 年 7 月 27 日判決)。

(2) フランス国内法における人間ないし人格 (*personne humaine*) 及び人間存在 (*être humain*) の用法には曖昧で一貫しないところがある。

しかしながら、概ね、人間ないし人格 (*personne humaine*) は、国内法において法人格を認められて人 (*personne*) と扱われるかどうかにかかわらず、生身の具体的な個人として、尊厳 (*dignité*) の対象となることと結びついた概念であり、また人間存在 (*être humain*) は、人間としての性質を有するある程度自律的な個体の生物的側面を表す概念

であるということができる。

そして、人間ないし人格 (*personne humaine*) 及び人間存在 (*être humain*) の各概念は、人 (*personne*) に含まれる自然人のみならず、これに包摂され難い人間としての身体を有する実在 (胎児や死体) をも表し得るものである。

(3) 以上のとおり、人間ないし人格 (*personne humaine*) 及び人間存在 (*être humain*) の各概念は、人 (*personne*) に当たるということはできず、他方で物 (*chose*) に当たると言い切ることとはめらわれるような実在の法的性質、保護の必要性及び取扱いの特殊性を示す上で一定の役割を果たしているといえる。このような状況は、現代における「人」と「物」からなる二分法の限界の一部を示すものとみることができる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① 榎橋明香「人体の処分の法的枠組み」法学協会雑誌 131 巻 6 号, 査読なし, 2014 年発表予定, 印刷中
- ② 榎橋明香「人体の処分の法的枠組み」法学協会雑誌 131 巻 5 号, 査読なし, 2014 年発表予定, 印刷中
- ③ 榎橋明香「人体の処分の法的枠組み」法学協会雑誌 131 巻 4 号, 査読なし, 2014 年, 1—45 頁
- ④ 榎橋明香「人体の商品化—臓器・精子・卵子ビジネスから—」法社会学 80 号, 査読なし, 2014 年, 150—169 頁
- ⑤ 榎橋明香「北海道大学法学会記事 二〇一三年七月四日 (木) 午後三時より 人体の処分の法的枠組み: 処分行為の法的性質とその制約を中心に」北大法学論集 64 巻 4 号, 査読なし, 2013 年, 1291—1293 頁

[学会発表] (計 3 件)

- ① 榎橋明香「人体へのアプローチ—人・物・行為概念から—」京都大学大学院法学研究科 科学研究費基盤研究(A)「財産権の現代化と財産法制の再編」(研究代表者 潮見佳男教授) 人格財産権研究グループ (担当研究分担者 山本敬三教授) 研究会, 2013 年 8 月 1 日, 京都大学, 京都市
- ② 榎橋明香「人体の処分の法的枠組み—処

分行為の法的性質とその制約を中心に」  
北大法学会，2013年7月4日，北海道大学，札幌市

- ③ 榎橋明香「人体の商品化—臓器・精子・卵子ビジネスから—」2013年度日本法学会学会学術大会，2013年5月11日，青山学院大学，東京都

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等

[http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/53713/1/HLR64-4\\_009.pdf](http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/53713/1/HLR64-4_009.pdf)

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

榎橋 明香 (KUSHIHASHI, Sayaka)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60634970

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし